

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び 卸売市場法の一部を改正する法律の施行に伴う 農林水産省関係省令の整備に関する省令案の概要

令和7年7月
農林水産省

I 趣旨

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和7年法律第69号。以下「改正法」という。）の施行により、

- ① 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）の題名が、「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改められること
- ② 安定取引関係確立事業活動計画、流通合理化事業活動計画、環境負荷低減事業活動計画及び消費者選択支援事業活動計画（以下「安定取引関係確立事業活動計画等」という。）並びに連携支援計画の手続等について農林水産省令で定めることとされたこと
- ③ 指定飲食良品等の指定をしようとするときに意見を聴かなければならない者について農林水産省令で定めることとされたこと

等に伴い、農林水産省関係省令について、所要の規定の整備を行う。

II 概要

1 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正について（第1条関係）

改正法による法の改正に伴い、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成3年農林水産省令第38号。以下「施行規則」という。）の題名を改めるとともに、

- ① 合併等の措置の定義
- ② 安定取引関係確立事業活動計画等及び連携支援計画に係る手続等
- ③ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が供用できる安定取引関係確立設備等、流通合理化設備等、環境負荷低減設備等及び消費者選択支援設備等
- ④ 指定飲食料品等の指定をしようとするときに意見を聴かなければならない者
- ⑤ 権限の委任

について定めるほか、所要の改正を行う。

2 中心市街地の活性化に関する法律第五十四条に規定する業務に係る食品等流通合理化促進機構に関する省令の一部改正について（第2条関係）

今般の改正法による法の改正及び本省令による施行規則の改正により、施行規則の題名が改められるとともに、法及び施行規則の条項の移動並びに促進機構の名称が改められることに伴い、中心市街地の活性化に関する法律第五十四条に規定する業務に係る食品等流

通合理化促進機構に関する省令（平成 10 年農林水産省令第 63 号）について所要の改正を行う。

3 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則の一部改正について（第 3 条関係）

今般の改正法による法及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「みどり法」という。）の改正により、みどり法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画に流通合理化事業活動を含めることができるものとしたことに伴い、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和 4 年農林水産省令第 42 号）について所要の改正を行う。

III 施行期日

改正法の施行の日（令和 7 年 10 月 1 日）とする。ただし、指定飲食料品等の指定に関する規定（Ⅱの 1 の④）は、改正法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の日（令和 8 年 4 月 1 日）から施行する。